

五霞町
部活動に係る活動方針



令和元年 8 月
五霞町教育委員会

五霞町部活動に係る活動方針

五霞町教育委員会

1 策定の趣旨等

- 中学校における部活動は、スポーツや文化および科学に興味・関心のある同好の生徒が参加し、体力や技能等の向上を図るとともに、異年齢との交流の中で、自主性や協調性、責任感、連帯感などを育成するなど、生徒の多様な学びの場として、教育的意義が大きい活動である。
- このように教育的意義の大きい部活動の在り方については、全ての生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、併せて教員の働き方改革にも資するよう、国においては「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が策定され、茨城県ではこのガイドラインに則り「茨城県部活動の運営方針」が令和元年7月に策定された。
- 町立中学校を所管する五霞町教育委員会では、国のガイドライン及び茨城県の方針に則り、本方針を策定する。

2 部活動の基本的な考え

- 部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒にとって豊かな学校生活を経験する有意義な活動であるとともに、体力の向上や健康の増進、豊かな心や創造性の涵養においても極めて効果的な活動であることから、学校の教育目標に基づき、今後も計画的に実施する。
- 全職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、部顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校としての組織力を高

めながら、学校全体の教育活動として適切な部活動の運営を図っていく。

3 適切な部活動の運営のための体制整備

(1) 方針の策定等

ア 校長は「県運営方針」並びに「町活動方針」に則り、毎年度「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。

また、部顧問は、年間の活動計画（平日及び休日における活動日、休養日及び参加を予定する大会等）、並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

イ 校長は、保護者や地域の理解と協力を得るため、上記アの活動方針及び活動計画を学校のホームページへの掲載や PTA 総会、学校通信、学校公開等の機会を利用して公表する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒及び教員の数等を踏まえ、生徒の安全確保、指導内容の充実と、部顧問の指導に係る業務の適正化を図る観点から、円滑に部活動の運営が実施できるよう、部活動数の調整を図る。

イ 校長は、校内組織体制として、保護者、地域の関係者、学校医等を加えた「部活動運営委員会（仮称）」を設置し、活動内容や活動時間（量）、学校と保護者及び地域間の連携等について協議し、十分な理解と協力を得ながら部活動運営を行う。

なお、委員会の設置に当たっては、学校保健委員会開催時を活用するなど、できる限り関係者の負担の軽減を図るよう工夫する。

ウ 校長は、部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌等を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、生徒及び部顧問の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

4 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

ア 校長及び部顧問は、部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成 25 年 5 月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

また、町教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 運動部顧問は、科学的な見地に基づき、計画的に休養日を設定することが必要なこと、また、過度の練習は、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解する。

ウ 文化部顧問は、生徒が生涯にわたって文化・科学等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、それぞれの目標を達成できるよう、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

エ 部活動の運営をマネジメントしていく観点から、部活動経営の「RPDCA サイクル」を着実に実施する。このため、部活動顧問会議を定期的に関き、マネジメントを学校全体で確認するとともに、年度末に学校の「自己評価」を実施する。

オ 部顧問は、活動目標、指導方針、出場試合・大会等、具体的な活動内容や方法等について、生徒や保護者が十分に理解できるよう適切に伝える。

カ 校長は、部顧問を県教育委員会や各種団体等が主催する研修等に参加させ、校内の伝達研修を通して運動部活動指導の質の向上を図る。

(2) 部活動用指導手引の普及・活用

部顧問は、中央競技団体又は文化活動に関わる各分野の関係団体等の指導手引を活用して、適切な指導に努める。

5 適切な休養日等の設定

(1) 学期中は週当たり 2 日以上（平日は少なくとも 1 日、土曜日及び日曜日はいずれか 1 日以上）を休養日とする。また、週末に大会参加等により、土日ともに活動しなければならない場合は、事前に校長の許可及び保護者の理解を得て行う。その際、必ず休養日を他の日に振り替える。

(2) 長期休業中における休養日の設定は、学期中に準じた扱いとする。また、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

※ 夏季休業中等の学校閉庁日は原則として部活動を行わない。それ以外にも

長期の休養日を設定する。

※ 定期試験前は学校の実態に応じて休養日を設定する。

(3) 部活動の活動時間

1日の活動時間は、平日は2時間程度、休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

(4) 部活動の朝の活動

原則として、朝の活動は行わない。朝の活動が必要な状況が生じた場合は、部顧問は、事前に校長の許可及び保護者の理解を得て、期間を限定して計画的に実施する。

また、実施するに当たっては、午前7時前に登校はさせず、始業時間に影響がでないよう適正な活動時間で行う。

(5) 熱中症事故の防止

ア 熱中症事故の防止等の安全確保を徹底するため、「熱中症予防運動方針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、部活動の実施について適切に判断すること。また、気象庁の高温注意情報及び環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数等の情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施すること。その際、屋内外に関わらず、活動の中止や延期、見直し等柔軟な対応を検討すること。特に、暑さ指数（WBGT）が31℃以上の場合は、活動を原則として行わないこと。

イ 高温や多湿時において、主催する大会等が予定されている場合や練習試合、練習については、大会等の延期や見直し、練習試合、活動の中止等、柔軟な対応を行うこと。

また、やむを得ない事情により開催する場合には、参加生徒の体調の確認（睡眠や朝食の摂取状況）、こまめに水分・塩分の補給や休憩の取得、観戦・観覧者の軽装や着帽等、生徒の健康管理を徹底すること。万が一、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、迅速かつ適切な対応を徹底すること。

6 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

(1) 生徒の多様なニーズを踏まえた部活動の設置

校長は、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる部活動の設置を検討するとともに、少子化に伴う学校の実情に応じた合同部活動等の取組に努め

る。

(2) 地域との連携等

町教育委員会及び校長は、生徒のスポーツ環境・芸術文化等の活動に親しむ機会の充実を図るため、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体、芸術文化団体等との連携、保護者の理解と協力等による、学校と地域が協働したスポーツ環境や持続可能な芸術文化等の活動のための環境の整備を図っていく。

7 学校単位で参加する大会等の見直し

週末等に開催される様々な大会・試合や地域の行事等（以下「大会等」という。）に参加することが、生徒や部顧問の過度な負担とならないよう、各部が参加する大会数は、1か月当たり1大会等程度を目安とする。校長は、参加する大会等を精査する。